

# 投資被害急増中!!

# ご注意くださいー!! その「もうけ話」、大丈夫ですか?



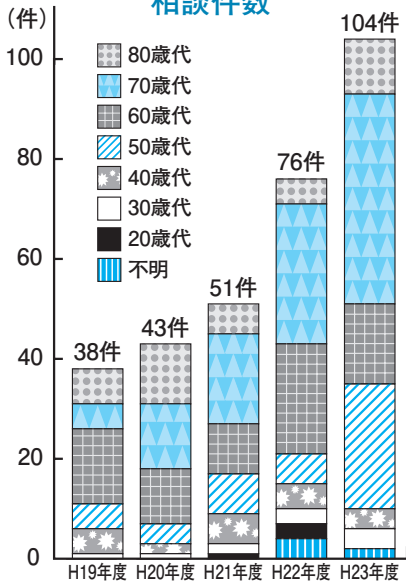
未公開株購入の電話勧誘イメージ

現在、詐欺的投資商法による被害が急増中です。今回は、投資商法の被害事例や勧誘の手口、その対策について紹介します。

## 高齢者の投資被害の相談が急増中

平成22年度に富士市消費生活センターに寄せられた新規の相談件数は、前年度比微増の1662件でした。平成23年度は4月～2月現在で、既に前年度1年間の件数を上回っていて、さらに増加する傾向にあります。特に増加しているのが、高金利・高配当をうたった、詐欺的投資商法です。全国的にも増加していますが、市内でも昨年後半から急増しています。この商法は、被害額が高額で、左のグラフのとおり高齢者がねらわれるのが特徴です。

投資被害などに関する相談件数



## ■投資商法による被害事例を紹介

### 事例 未公開株購入の電話勧誘

Aさん宅に、ある日、風力発電事業者のB社から未公開株を勧める封書が届きました。

その後、C社から電話があり、「B社は、再生可能エネルギー関連で今後大変有望な会社です。上場すればB社の株が値上がることは確実なのですが、封書が届いた人しか購入権利がありません。もし、B社から封書が届いていれば、我が社のかわりに未公開株を購入してください。購入していただければ、倍の額で買い取ります」と勧誘されました。

Aさんは、C社の話を信じてB社の未公開株を購入後、C社に連絡したところ、教えてもらった電話はつながらず、会社も存在しないことがわかりました。



## 解説

右の事例は、悪質な投資商法の中で、未公開株を購入すれば後で買い取るという「代理購入型」の事例ですが、複数の業者が登場する「劇場型」と言われる事例でもあります。

未公開株を購入してしまっても、すぐに消費生活センターや警察へ相談すれば、口座凍結などの手口がますます巧妙で複雑になってきています。勧誘を受けた場合はきっぱりと断りましょう!

# こんな勧誘文句に注意しましょう！

「相場は確実に必ずもうかります」

世の中にそんなにうまくい話はありませぬ

「年利5パーセントの配当があります」

低金利のこの時代、そんな高配当の商品はハイリスクでは？

「未公開株販売の委託先業者です」

未公開株が販売ができるのは登録業者が発行会社だけです

「金融庁の者ですが…」

公的機関を装う手口です。公的機関は取引には関与しません

「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげますよ」

被害の情報が出してさらなる被害に遭う可能性があります



「A社からの封書が届きましたか？」

既にあなたは投資商法の標的になっています

悪質業者はいろいろな手口であなたに接近してきます

鉱山の採掘権を持っていて会社に投資しませんか？

建設予定の人工透析センター病院債を買いませんか？

必ずもうかりますよ！



水源地の権利を持っていて会社に投資しませんか？

紛争地帯の外国紙幣を買いませんか？

だまされないうためには…

◎電話での勧誘にはすぐに応じない

◎金融庁のホームページで販売業者が登録されているかを確認する

◎安易にお金を振り込まない

◎あやしいと思ったら富士市消費生活センターへ相談をする

富士市消費生活センターをご利用ください

契約などで困ったときは相談を

一言で契約と言っても、内容はさまざまです。特定商取引法に基づいた契約で一定期間内であれば「クーリングオフ制度」によって契約解除を無条件でできるケースがあります。しかし、悪質商法の手口はより巧妙になってきています。

消費生活センターでは、専門の相談員が、内容に応じて、助言・あっせん・交渉などにより解決のお手伝いをします。

契約について悩んだり、商品の品質・サービスについて疑問や不審な点があったりした場合は、ひとりで悩まず、すぐに消費生活センターへご相談ください。

消費者啓発出前講座を開催しています



講座では、悪質業者の手口、被害の実態などを講話や寸劇でわかりやすく説明しています。団体・グループなど出前講座を希望する場合は、富士市消費生活センターにお問い合わせください。

富士市消費生活センター

直接富士市消費生活センターまたは電話でご相談ください。

●相談受付日

月～金曜日 9時～12時、13時～16時  
(祝休日は除く)

●相談場所

富士市消費生活センター(市役所3階北側)

☎(55)2756 FAX(53)2860